証券コード　7219
2026年11月10日
（電子提供措置の開始日2026年11月２日）

株　主　各　位

静岡県富士宮市上井出2266番地
株式会社エッチ・ケー・エス
代表取締役社長　水口　大輔

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.hks-global.com/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エッチ・ケー・エス」または「コード」に当社証券コード「7219」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない株主の皆様におかれましては、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁から４頁までの「議決権行使方法のご案内」に従って、2026年11月26日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前９時30分）

２．場　　所　静岡県富士宮市北山7181番地
当社本社工場４号棟３階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第53期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第53期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠取締役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

4．その他招集にあたっての決定事項

(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
(2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第17条第２項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した書類の一部であります。
・業務の適正を確保するための体制
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

議決権行使方法のご案内

書面またはインターネットにより議決権を行使される場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限	2026年11月26日(木曜日)午後５時30分到着分まで有効

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

行使期限	2026年11月26日(木曜日)午後５時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(https://evote.tr.mufg.jp/)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※**スマートフォン**をご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が不要**です。

株主総会にご出席の場合



株主総会日時	2026年11月27日(金曜日)午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、第53期定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

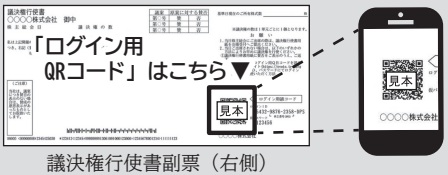
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限	2026年11月26日(木曜日)午後５時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

■スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**です。

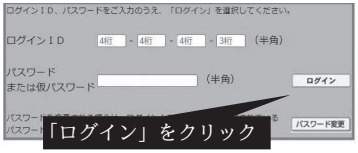
■同封の議決権行使書副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項
■インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
■郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
■インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-173-027
（通話料無料、受付時間：午前９時～午後９時）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、配当金につきましては、継続的な安定配当を基本とし、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定しております。

上記の方針に基づき、第53期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金107円　　総額　151,389,271円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年11月30日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役 水口大輔、坂詰達也および車田聡の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役１名の増員を含め、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	水口大輔（みずぐちだいすけ） （1969年10月８日）	1993年４月 当社入社 2011年６月 当社ＣＮＧ開発部長 2012年11月 当社取締役 2016年11月 当社代表取締役社長（現任） 2018年８月 HKS EUROPE LIMITED取締役社長（現任） HKS(Thailand)Co.,Ltd.取締役社長 HKS USA,INC.取締役社長（現任） 艾驰楷时(上海)貿易有限公司(現 艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司)董事長（現任） 株式会社エッチ・ケー・エス　テクニカルファクトリー代表取締役社長（現任） 2019年８月 日生工業株式会社代表取締役社長（現任）	2,400株
2	坂詰達也（さかづめたつや） （1961年11月25日）	1987年８月 当社入社 2012年２月 当社電子制御開発部長 2014年７月 当社自動車開発部長 2014年11月 当社取締役(現任) 2018年３月 当社第１開発部長 当社第２開発部長 2018年９月 当社商品戦略室長 2019年９月 当社営業部長（現任） 2022年９月 当社次世代自動車開発プロジェクト長	4,000株
3	車田聡（くるまださとし） （1954年12月19日）	1978年４月 日産車体株式会社入社 2003年６月 同社取締役　開発担当役員 2006年６月 同社執行役員 2009年８月 株式会社オートワークス京都専務取締役 2018年４月 ＪＦＥエンジニアリング株式会社嘱託 2022年11月 当社社外取締役（現任）	2,000株
4	※宮本知昭（みやもととものあき） （1966年９月23日）	1990年４月 横浜ゴム株式会社入社 2013年４月 ヨコハマ・モータースポーツ・インターナショナル株式会社専務取締役 2015年７月 株式会社ヨコハマタイヤジャパン取締役（現任） 2019年３月 横浜ゴム株式会社執行役員 2022年３月 同社常務執行役員（現任） 2023年３月 同社取締役（現任）	―

（注）１.※は新任の取締役候補者です。
２.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3.水口大輔氏は、長年にわたり技術開発部門に所属して経験を積み、当社業務に精通している上、開発受託・商品開発の業績にも大きく寄与してまいりました。人格・識見にも優れており経営全般に関与した取締役としての経験も重ねていることから、取締役候補者といたしました。
4.坂詰達也氏は、当社商品開発部門および技術開発部門等に所属し当社業務に精通している上、受託業務・商品開発の業績にも大きく寄与してまいりました。また、当社営業部の統括をしていることから、当社が進める様々な事業計画を達成するためにも、経営全般に関与いただく取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。
5.車田聡氏および宮本知昭氏は、社外取締役候補者であります。
6.車田聡氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割としては、長年にわたり自動車メーカーの経営に関与された豊富な経験と見識により、取締役として会社の経営陣の一翼を担いつつ、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての監督を行っていただけるものと判断したためであります。
7.車田聡氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8.当社は車田聡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9.当社は、車田聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
10.宮本知昭氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割としては、長年にわたり企業経営に関与された豊富な経験と見識により、取締役として会社の経営陣の一翼を担いつつ、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての監督を行っていただけるものと判断したためであります。
11.宮本知昭氏が取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額といたします。
12.当社は、宮本知昭氏が取締役に就任した場合、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届ける予定であります。
13.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が承認された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 河野誠氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
河野（こうの）　誠（まこと） （1970年11月12日）	2000年10月　東京弁護士会に弁護士登録 2005年４月　静岡県弁護士会に弁護士登録換（現在） 河野法律事務所入所 2008年11月　当社監査役 2010年９月　河野法律事務所所長（現任） 2012年11月　当社監査役　任期満了に伴い退任 2018年11月　当社監査役（現任） 2020年６月　株式会社清水銀行取締役監査等委員 2023年６月　同行取締役（現任）	—

（注）１.当社は河野誠氏が所長を務める河野法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

２.河野誠氏は社外監査役候補者であります。

３.河野誠氏を社外監査役候補者とした理由は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として活躍されており、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務が期待されることから、候補者として適任であると判断したためであります。

４.河野誠氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年（過去の監査役就任年数とあわせた通算の在任期間は12年）となります。

５.当社は河野誠氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

６.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。本議案が承認された場合、河野誠氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

７.当社は、河野誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

（ご参考）株主総会後の取締役・監査役のスキルマトリックス
※各人の有するスキル等のうち主なもの最大4つに『●』印をつけています。

	経営	業界知識	技術/研究開発	営業販売	国際経験	法務・リスクマネジメント	財務・会計
水口　大輔 （代表取締役社長）	●	●	●		●		
坂詰　達也 （取締役）	●	●	●	●			
天野　健太郎 （取締役）	●	●	●				
長谷川　和代 （取締役）	●	●				●	
木本　慎也 （取締役）	●	●					●
車田　聡 （社外取締役）	●	●	●		●		
宮本　知昭 （社外取締役）	●	●		●		●	
植松　敏光 （社外常勤監査役）	●					●	●
河野　誠 （社外監査役）						●	●
塩川　修治 （社外監査役）	●		●			●	

第４号議案　補欠取締役１名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
北根幸道（きたねゆきみち） （1941年１月17日）	1963年４月　新三菱重工業株式会社（現 三菱自動車工業株式会社）入社 1997年６月　同社取締役乗用車開発本部副本部長 1998年６月　米国三菱自動車株式会社取締役社長 2000年６月　株式会社ラリーアート代表取締役社長 2010年11月　当社常勤監査役 2018年11月　当社社外取締役	400株

（注）１.北根幸道氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２.北根幸道氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、長年にわたり自動車メーカーの経営に関与された豊富な経験と見識をお持ちであり、また、当社監査役を2010年より８年間、当社社外取締役を2018年より４年間勤めていただき、当社事業および当社組織を熟知されていることにより、取締役として会社の経営陣の一翼を担いつつ、社外の立場から、経営上の意思決定および業務執行についての監督を行っていただけるものと判断したためであります。

３.北根幸道氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

４.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。北根幸道氏が就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

５.当社は、北根幸道氏が取締役に就任した場合、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
渡邉彰文（わたなべあきふみ） （1949年２月14日）	1984年８月　当社入社 2008年11月　当社常勤監査役 2010年11月　当社常勤監査役退任	－

（注）１.渡邉彰文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２.渡邉彰文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者の役員または使用人であったことはありません。

３.渡邉彰文氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、当社在籍時に内部監査室にて、長年にわたり財務状況や業務状況の調査・分析を行っており、退職後は当社常勤監査役を務めていただいた経験を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。

４.渡邉彰文氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

５.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。渡邉彰文氏が就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

６.当社は、渡邉彰文氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以　上

事業報告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中東情勢の影響もあり、一部に弱めの動きがみられましたが、雇用・所得環境の改善等から、緩やかに回復しました。海外経済においても、中東情勢の影響により一部に弱めの動きはありましたが、総じてみれば緩やかに回復しました。

わが国経済の先行きを展望すると、当面は中東情勢の影響を受けた原油価格の上昇等が下押し圧力となるものの、グローバルなＡＩ関連需要の増加や政府による各種施策、緩和的な金融環境等が経済を下支えし、今後も緩やかな成長を続けるとみられています。当社子会社が位置する各国の経済状況においても、米国は、一部に弱めの動きこそあるものの、ＡＩ関連需要や政策面の下支えから今後も堅調な成長が続くとみられ、英国およびタイ国も、中東情勢の影響を受けるなかで景気は底堅さを維持しており、今後も各種施策等により緩やかな改善基調が続くとみられています。中国は、不動産市場や労働市場における調整圧力が続くなか、成長ペースには引き続き不透明さがあるものの、輸出の増加等で景気に持ち直しの動きもみられており、今後も政策面の下支え等で緩やかに改善していくとみられています。

このようななか、当社主力であるアフターマーケット事業におきましては、国内・海外販路ともに需要が堅調に推移し、売上高は前期を上回りました。これは、サスペンションをはじめとする新規の立ち上げ商材が、マーケットで好調に推移していることや、当社の主要市場である米国からの引き合いが伸長を続けていること、さらには円安の進行で、外貨建て売上高の円換算後の売上高が増加したこと等によるものです。反面、アフターマーケット以外の事業分野においては、主に製造受託事業にて、委託企業の在庫調整等にともなう受注減の影響が続いたことに加え、新規受託案件の伸び悩み等もあり、売上高は前期比で減少いたしました。しかし、アフターマーケット事業の伸びがこれをカバーし、売上高全体では9,888百万円（前期比10.2%増）となりました。

損益面では、アフターマーケット事業の需要の伸びが本社工場の稼働率を引き上げたことに加え、円安の進行による外貨建て売上高の円換算後の売上高の増加等から、売上総利益率は前期を0.7ポイント上回る41.0%となりました。反面、販売費及び一般管理費は、米国輸入関税による販売運送費の増加や人件費

の増加等から前期比255百万円の増加となりましたが、売上高と売上総利益率の伸びがこれをカバーし、営業利益は580百万円（前期比47.0％増）となりました。

また、経常利益は、円安にともなう為替差益の発生等から752百万円（前期比64.5％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益92百万円、および保険金収入15百万円の計上等から603百万円（前期比67.0％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は512百万円であり、その主なものは、当社および日生工業株式会社における自動車部品の加工・試験設備の取得によるものであります。なお、その所要資金は自己資金および銀行借入でまかなっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資に必要な資金、その他所要資金は銀行借入および手許資金によって充当しております。また、当連結会計年度において募集株式発行および社債発行等の資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

項　目	第 50 期 2023年８月期	第 51 期 2024年８月期	第 52 期 2025年８月期	第 53 期 2026年８月期
売上高(百万円)	9,241	9,004	8,976	9,888
経常利益(百万円)	725	476	457	752
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	451	347	361	603
１株当たり当期純利益　(円)	318.78	245.77	255.45	426.58
純資産(百万円)	9,990	10,318	10,650	11,352
１株当たり純資産額　(円)	7,040.05	7,292.61	7,527.68	8,023.97
総資産(百万円)	13,345	13,340	13,233	13,757

(注) １．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
HKS EUROPE LIMITED	千英ポンド 573	100.0	自動車関連部品の販売
HKS(THAILAND)CO.,LTD.	千タイバーツ 128,000	100.0	自動車関連部品の製造・販売
艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司	千円 30,000	100.0	自動車関連部品の開発・販売
HKS USA, INC.	千米ドル 300	100.0	自動車関連部品の開発・販売
日生工業株式会社	千円 99,000	100.0	自動車関連部品の加工
株式会社エッチ・ケー・エステクニカルファクトリー	千円 40,000	100.0	自動車関連部品の販売

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を目指すため、対処すべき課題（経営目標）を以下のとおり設けており、その実現のための各種施策を展開してまいります。

① 人材育成と組織風土の強化

「ＨＫＳフィロソフィー」を行動に変え、一人ひとりの成長につなげてまいります。パーパス「今までにない価値で、みんなを笑顔に。」を全員で共有し、長期ビジョンの実現に向けて行動してまいります。

人事評価制度の運用と改善を通じて、従業員の成長と業績の拡大、処遇の改善へとつながる好循環の実現を目指します。また、部門を越えて互いに学び合う風土づくりと、多様な人材の確保に取り組み、持続的な成長を支える人材・組織づくりを進めてまいります。

② 品質の向上

お客様の声を商品開発の各工程に反映し、お客様のニーズに応える商品づくりと、不具合の未然防止を徹底してまいります。また、不具合が発生した際には、全社が連携し、迅速かつ誠実な対応と再発防止を行うことで、お客様からの信頼の維持・向上に努めてまいります。

ＴＰＭ・小集団活動などの全社的な改善活動を継続して推進するとともに、部門間で品質に関する情報や課題を共有し、お客様に支持される商品づくりと品質向上に取り組んでまいります。

③ 商品開発の推進

当社独自の技術を深化させ、マフラー、サスペンションをはじめとする各商材で、新たな付加価値を持つ商品の開発に取り組んでまいります。また、グループ会社や外部企業との連携も視野に、カスタマイズ車両ビジネスや付加価値の高い旧車部品、アドバンスドヘリテージ事業など、将来の事業の柱の育成につながる取り組みを進めてまいります。

あわせて、市場動向やお客様のニーズを捉えた商品企画力の強化と、開発を担う人材の育成に努め、商品競争力を高めてまいります。

④ グローバル展開の拡大

ＡＳＥＡＮ地域における事業基盤の強化と新規販路の開拓を進めるとともに、各地域の市場特性や現地車両に対応した商品展開を加速してまいります。また、海外拠点や販売代理店との連携を深め、当社商品の魅力を伝える販売活動を通じて、ブランド認知度と販売力の向上を図ってまいります。

あわせて、現地の市場動向や販売情報の把握・共有を進め、商品企画から販売までの連携を強化することで、海外事業の継続的な成長と収益基盤の拡充につなげてまいります。

⑤　顧客連携および地域・社会への貢献

お客様、お取引先様、地域の皆様との交流を一層深め、当社の事業やものづくりへの理解と共感を広げてまいります。イベントなどを通じて当社商品や技術に触れていただく機会を充実させ、皆様との継続的な関係づくりを進めてまいります。

また、従業員もこのような交流に参加し、寄せられる声や期待を日々の事業活動に活かしてまいります。地域とのつながりを大切にし、地域・社会への貢献活動の充実を通じて、親しまれ、信頼される企業を目指してまいります。

⑥　業務の効率化

在庫の適正化、内製化の促進、生産リードタイムの短縮、および調達・物流体制の改善に取り組んでまいります。これらを通じて、資金効率と生産性を高め、収益基盤の強化を図ってまいります。

また、部門を横断した情報共有と業務の見直しを進め、安定供給とコストの適正化の両立に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループは、アフターマーケット向け自動車部品の製造・販売および軽量小型エンジン部品等の販売を行っております。

主要な品目は、次のとおりであります。

区　　分	主　　要　　品　　目
自　動　車　部　品	マフラー、電子関連製品、ターボ関連製品、サスペンション関連製品、用品関連製品、エンジン関連製品、ＮＧＶ関連製品等
軽量小型エンジン	軽量小型飛行機用エンジン部品

(6) 主要な営業所および工場（2026年８月31日現在）

当社	本社：静岡県富士宮市上井出2266番地
	工場：本社工場（富士宮市）、富士宮工場
	営業所：東京（埼玉県戸田市）、名古屋、大阪（箕面市）
	サービスセンター：テクニカルファクトリー札幌
HKS EUROPE LIMITED	英国ケンブリッジシャー州
HKS(THAILAND)CO.,LTD.	タイ国サムットプラカーン県
艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司	中国上海市
HKS USA,INC.	米国アリゾナ州
日生工業株式会社	埼玉県児玉郡美里町
株式会社エッチ・ケー・エス テクニカルファクトリー	埼玉県戸田市

(7) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
375（33）	△８（△１）

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよびアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
258（26）	△５（+１）	43歳２ヶ月	19年１ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよびアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	298百万円
株式会社山梨中央銀行	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の状況

(1) 株式の状況（2026年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　6,400,000株
② 発行済株式の総数　1,600,000株（自己株式185,147株を含む）
③ 株主数　1,592名
④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社アポロ	635千株	44.90%
株式会社静岡銀行	68	4.81
服部勝也	67	4.74
山本衛	37	2.65
東京海上日動火災保険株式会社	27	1.91
ＨＫＳ従業員持株会	25	1.83
Interactive Brokers LLC	22	1.60
内藤征吾	21	1.51
柿澤宏平	20	1.47
株式会社山梨中央銀行	19	1.39

（注） １．所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は自己株式（185,147株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2026年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	水口　大輔	HKS EUROPE LIMITED取締役社長 艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司董事长 HKS USA, INC.取締役社長 株式会社エッチ・ケー・エス　テクニカルファクトリー代表取締役社長 日生工業株式会社代表取締役社長
取締役	坂詰　達也	営業部長
取締役	天野　健太郎	製造部長兼資材管理部長 HKS(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長
取締役	長谷川　和代	社長室長
取締役	木本　慎也	管理部長兼財務部長
取締役	車田　聡	
常勤監査役	植松　敏光	
監査役	河野　誠	河野法律事務所所長 株式会社清水銀行取締役
監査役	塩川　修治	TMI総合法律事務所顧問弁理士

(注) 1．取締役 車田聡氏は社外取締役であります。
2．常勤監査役 植松敏光氏、監査役 河野誠氏、塩川修治氏は社外監査役であります。
3．常勤監査役 植松敏光氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．取締役 車田聡氏、常勤監査役 植松敏光氏、監査役 河野誠氏および監査役 塩川修治氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となっております。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全ての役員であり、保険契約の期間中に新たに選任された役員を含みます。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提訴された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）に起因して、被保険者が被る損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等の場合には補填の対象としないこととしております。

④　取締役および監査役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額およびその算定方法の決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬等は、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて、経済情勢、経営環境、市場水準および従業員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定された毎月定額の固定給を支払う基本報酬と、内規に基づき決定された、在任中の労に報いるために退任後に支払う退職慰労金により構成されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであるか評価し、決定するものとしており、取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては当該手続を経ていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1996年11月26日開催の定時株主総会において年額204百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、1996年11月26日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。なお、各監査役の報酬は、報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

ハ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、個人別の報酬額につきましては取締役会決議に基づき代表取締役社長の水口大輔が委任を受けて決定しております。代表取締役社長に一任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見たうえで、各取締役の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

ニ．取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数
		固定報酬	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	42 (6)	34 (5)	7 (0)	6名 （1名）
監査役 （うち社外監査役）	7 (7)	6 (6)	1 (1)	3名 （3名）

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。
3．業績連動報酬等および非金銭報酬等の支給はありません。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

・監査役 河野誠氏が所長を務める河野法律事務所と当社との間に、顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社清水銀行の取締役であり、同行と当社との間には取引関係はありません。

・監査役 塩川修治氏が顧問弁理士を務めるＴＭＩ総合法律事務所と当社の間に、知的財産に関する業務委託取引があります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　車　田　聡	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。長年にわたり自動車関連企業の経営に関与された豊富な経験と見識に基づき、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役　植　松　敏　光	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、および監査役会12回の全てに出席いたしました。企業経営に関しての幅広い経験から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。
監査役　河　野　誠	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、および監査役会12回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。
監査役　塩　川　修　治	当事業年度に開催された取締役会16回の全て、および監査役会12回の全てに出席いたしました。弁理士事務所の経営者として企業経営に関しての幅広い経験から、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　芙蓉監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
イ．会計監査人の報酬等の額	21百万円
ロ．会社および子会社が支払うべき金銭等の合計額	21百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記イ．の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役および使用人は、「倫理行動規範」に定める行動基準にしたがって、法令・定款を遵守して職務を執行する。
・取締役会は、事業活動に係る法規制等を遵守するために必要な組織・体制を整備して、当社グループにおけるコンプライアンスを推進する。
・取締役は、事業活動の遂行に関連して、重大な法令・定款に違反する恐れのある事実を発見した場合には、速やかに取締役会に報告する。
・内部監査人は、当社および子会社の業務監査を行い、業務プロセスの有効性・適切性を監査するとともに、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る文書等の情報については、法令および社内規程に基づいて、適切に保存・管理する。
・取締役および監査役は、取締役の職務の執行状況を確認するため、前項の文書等の情報をいつでも閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社を取り巻く各種のリスクに機動的に対応するため、コンプライアンス、企業倫理、ＩＲ、環境保護をはじめとする企業の社会的責任全般について統括する組織として、ＣＳＲ委員会を設置する。
・取締役は、職務執行の過程で発生するリスクについて、業務部門ごとにリスク管理体制を整備し、損失の早期発見と未然防止を図る。
・突発的な災害については、代表取締役を本部長とする災害対策本部を設置し、迅速かつ機動的な対応を行うことにより、損失の拡大を防止する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、取締役の職務分担を明確にするとともに、責任と権限が明確な体制・規程を整備する。
・毎月１回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業活動に係る重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の報告を行う。
・取締役会は経営計画を策定して全社的な目標設定を行い、定時取締役会において、目標達成に向けた取締役の職務の執行状況を確認することにより、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定を行う。

⑤　当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、子会社の経営の自主性・独立性を尊重するとともに、当社グループ全体の経営の効率的な運営と適法かつ適正な業務を遂行するための指導・支援を行う。
・子会社の取締役または監査役のうち１名以上は当社の取締役または使用人を選任し、子会社における職務執行の監督または監査を行う。
・子会社は、当社と定期的に会議を開催し、当社グループに影響を及ぼす重要な経営事項について報告および協議を行う。
・当社の監査役および内部監査人は、子会社の業務執行の適法性ならびに業務プロセスが適正であるかを確認するため、必要に応じて子会社の調査を行い、または報告を求めることができる。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項

・監査役会が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。
・監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動および人事考課は、監査役会と協議して決定する。

⑦　監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・毎月１回開催される取締役会に原則として監査役全員が出席するとともに、常勤監査役は取締役会および会社の重要な意思決定を審議する各種会議に出席し、業務の執行が適正に行われているかを監視する。
・取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがある事実や、取締役および使用人による重大な違法または不正な行為があることを知った場合には、速やかに監査役に報告する。
・監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いは行わない。
・監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。
・監査役および内部監査人は、監査役会で決定した年度監査計画に基づいた業務監査を連携して行うとともに、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高める。
・内部監査人は、監査役から請求があった場合には、監査報告書を提出し、また必要に応じて説明を行う。

⑧　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、以下の取組みを行っております。

・内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会にその内容を報告しております。当期においては、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。

・毎月開催される取締役会において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

・監査役は、取締役会のほか社内の重要会議に出席し、取締役および従業員から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況およびコンプライアンスに関する問題点の把握に努めております。

連結貸借対照表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(7,629,728)	流動負債	(1,597,865)
現金及び預金	2,468,895	支払手形及び買掛金	324,471
電子記録債権	3,080	電子記録債務	53,635
売掛金	1,037,874	短期借入金	224,992
契約資産	34,362	未払法人税等	231,616
有価証券	498,722	賞与引当金	112,229
製品	1,921,052	その他	650,919
仕掛品	585,623	固定負債	(807,070)
原材料及び貯蔵品	845,754	長期借入金	213,659
その他	239,602	役員退職慰労引当金	73,800
貸倒引当金	△5,238	退職給付に係る負債	519,611
固定資産	(6,127,953)		
有形固定資産	(5,093,005)	負債合計	2,404,936
建物及び構築物	1,542,860	純資産の部	
機械装置及び運搬具	1,165,110	株主資本	(10,797,567)
土地	2,087,742	資本金	878,750
建設仮勘定	132,452	資本剰余金	993,088
その他	164,838	利益剰余金	9,276,922
無形固定資産	(60,768)	自己株式	△351,194
その他	60,768	その他の包括利益累計額	(555,178)
投資その他の資産	(974,179)	その他有価証券評価差額金	249,483
投資有価証券	674,330	為替換算調整勘定	305,694
長期貸付金	4,000		
繰延税金資産	204,047	純資産合計	11,352,746
その他	91,874		
貸倒引当金	△73		
資産合計	13,757,682	負債・純資産合計	13,757,682

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		9,888,765
売上原価		5,831,035
売上総利益		4,057,730
販売費及び一般管理費		3,477,397
営業利益		580,332
営業外収益		178,718
受取利息配当金	31,241	
為替差益	113,943	
スクラップ売却益	10,409	
その他	23,123	
営業外費用		6,229
支払利息	5,151	
その他	1,077	
経常利益		752,822
特別利益		122,701
固定資産売却益	138	
投資有価証券売却益	92,933	
製品補償引当金戻入益	8,614	
補助金収入	5,499	
保険金収入	15,516	
特別損失		18,925
固定資産売却損	2,003	
固定資産除却損	3,983	
災害損失	12,939	
税金等調整前当期純利益		856,597
法人税、住民税及び事業税	273,711	
法人税等調整額	△20,678	253,033
当期純利益		603,564
親会社株主に帰属する当期純利益		603,564

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年９月１日残高	878,750	993,088	8,765,326	△351,086	10,286,078
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△91,968		△91,968
親会社株主に帰属する当期純利益			603,564		603,564
自己株式の取得				△107	△107
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	―	―	511,596	△107	511,488
2026年８月31日残高	878,750	993,088	9,276,922	△351,194	10,797,567

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2025年９月１日残高	165,061	199,785	364,846	10,650,925
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△91,968
親会社株主に帰属する当期純利益				603,564
自己株式の取得				△107
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	84,422	105,909	190,331	190,331
当連結会計年度中の変動額合計	84,422	105,909	190,331	701,820
2026年８月31日残高	249,483	305,694	555,178	11,352,746

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　6社

・連結子会社の名称　　HKS EUROPE LIMITED
HKS(THAILAND)CO.,LTD.
艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司
HKS USA, INC.
日生工業株式会社
株式会社エッチ･ケー･エス　テクニカルファクトリー

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社等の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数　0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　株式会社エッチ・ケー・エス　九州サービス

・持分法を適用しない理由　　持分法非適用会社は、当期純損益および利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、原材料および仕掛品	主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	当社および国内連結子会社は主として定率法（ただし、1998年９月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、海外子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物及び構築物３～50年、機械装置及び運搬具２～15年であります。
② 無形固定資産	ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と３年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 製品補償引当金

今後必要と見込まれる補償費の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算出した金額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

① 製品

自動車等の関連部品事業においては、マフラー、電子、ターボチャージャー、サスペンション、冷熱、エンジン部品等の製造および販売を行っております。また、その他の事業においては、主に軽量小型飛行機用エンジン部品の販売を行っております。

これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しており、原則として、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

輸出販売については、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

② 研究開発受託

自動車等の関連部品事業においては、顧客との契約に基づき、研究開発業務の受託を行っております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価の妥当性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産　　3,352,430千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社および一部の連結子会社が保有する棚卸資産は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しておりますが、過去の販売実績、使用実績等により、収益性の低下が認められる棚卸資産および一定期間を超えて滞留する棚卸資産を抽出し、過去の販売実績、受注状況、新商品との取替等を踏まえて将来の販売見込みを評価し、帳簿価額の切り下げを行っております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産

担保に供している資産およびこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

科目	工場財団	その他
建物及び構築物	545,026千円	1,445千円
機械装置及び運搬具	2,217	—
土地	1,411,546	79,725
有形固定資産その他	0	—
合計	1,958,789千円	81,170千円

(2) 上記に対応する債務

科目	金額
短期借入金	101,226千円
長期借入金	190,007
合計	291,233千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　　11,905,906千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．発行済株式の種類および総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,600,000	―	―	1,600,000

2．自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	185,100	47	―	185,147

（注）自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月27日定時株主総会	普通株式	91,968	65	2025年８月31日	2025年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月27日定時株主総会	普通株式	151,389	利益剰余金	107	2026年８月31日	2026年11月30日

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達する方針であります。また、資金運用については安全性の高い金融資産等で運用しております。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外向けの売上によって発生する外貨建て営業債権は為替の変動リスクに晒されております。有価証券は、満期保有目的の債券であり、安全性の高い金融商品に限定しており、リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、すべて３ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、取引先ごとに与信枠の設定を行い、期日および残高を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて為替予約を利用してヘッジをする方針であります。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされていますが、毎月、返済予定表を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングすることで、リスクの低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	697,621	693,839	△3,782
その他有価証券	475,431	475,431	―
資産計	1,173,053	1,169,270	△3,782
長期借入金	213,659	209,404	△4,254
負債計	213,659	209,404	△4,254

（注）現金及び預金、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務および短期借入金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	475,431	―	―	475,431
資産計	475,431	―	―	475,431

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	―	594,892	98,947	693,839
資産計	―	594,892	98,947	693,839
長期借入金	―	209,404	―	209,404
負債計	―	209,404	―	209,404

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

その他有価証券は、上場株式であり、相場価格により評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル２の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】
1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
アフターパーツ売上	8,428,747
受託売上	1,457,784
その他売上	2,234
顧客との契約から生じる収益	9,888,765
その他の収益	―
外部顧客への売上高	9,888,765

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】４．会計方針に関する事項（4）重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報
(1) 契約資産および契約負債の残高等
契約資産は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。
契約負債109,358千円は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。
当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、59,676千円であります。
(2) 残存履行義務に配分した取引価格
すべて当初の予想期間が1年以内の契約であるため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

【１株当たり情報に関する注記】
１．１株当たり純資産額　8,023円97銭

２．１株当たり当期純利益　426円58銭

貸 借 対 照 表

（2026年８月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(6,636,731)	流動負債	(1,298,870)
現金及び預金	1,529,975	電子記録債務	53,635
売掛金	1,472,086	買掛金	227,632
契約資産	34,362	短期借入金	100,000
有価証券	498,722	１年内返済予定長期借入金	101,226
製品	1,457,555	未払金	264,716
仕掛品	477,511	未払費用	29,217
原材料及び貯蔵品	745,829	未払法人税等	209,534
前払費用	54,121	未払消費税等	11,620
関係会社短期貸付金	280,104	契約負債	27,984
未収入金	36,331	預り金	187,644
その他	51,920	賞与引当金	85,654
貸倒引当金	△1,790	その他	4
固定資産	(5,434,257)	固定負債	(772,368)
有形固定資産	(3,638,359)	長期借入金	190,007
建物	756,299	退職給付引当金	519,611
構築物	162,992	役員退職慰労引当金	62,750
機械装置	646,977	負債合計	2,071,239
車両運搬具	75,492	純資産の部	
工具器具備品	113,988	株主資本	(9,751,376)
土地	1,758,572	資本金	(878,750)
建設仮勘定	124,036	資本剰余金	(963,000)
その他	0	その他資本剰余金	963,000
無形固定資産	(42,600)	利益剰余金	(8,260,820)
ソフトウェア	28,722	利益準備金	96,887
電話加入権	12,646	その他利益剰余金	(8,163,933)
その他	1,231	固定資産圧縮積立金	11,170
投資その他の資産	(1,753,297)	別途積立金	5,439,000
投資有価証券	666,930	繰越利益剰余金	2,713,763
関係会社株式	896,915	自己株式	(△351,194)
長期貸付金	4,000	評価・換算差額等	(248,372)
破産債権等	0	その他有価証券評価差額金	248,372
長期前払費用	16,367	純資産合計	9,999,749
繰延税金資産	133,571		
その他	35,585		
貸倒引当金	△73		
資産合計	12,070,988	負債・純資産合計	12,070,988

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,036,299
売上原価		4,512,249
売上総利益		3,524,050
販売費及び一般管理費		2,990,078
営業利益		533,971
営業外収益		105,719
受取利息配当金	33,544	
有価証券利息	5,369	
為替差益	38,903	
受取賃貸料	4,092	
受取事務手数料	5,326	
スクラップ売却益	9,712	
雑収入	8,770	
営業外費用		4,989
支払利息	4,741	
雑損失	248	
経常利益		634,700
特別利益		122,184
固定資産売却益	2,519	
投資有価証券売却益	90,034	
製品補償引当金戻入益	8,614	
補助金収入	5,499	
保険金収入	15,516	
特別損失		18,029
固定資産売却損	1,107	
固定資産除却損	3,983	
災害損失	12,939	
税引前当期純利益		738,856
法人税、住民税及び事業税	242,765	
法人税等調整額	△13,844	228,921
当期純利益		509,934

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年９月１日残高	878,750	963,000	963,000	87,690	13,010	5,439,000	2,303,153	7,842,854
当事業年度中の変動額								
利益準備金の積立				9,196			△9,196	―
剰余金の配当							△91,968	△91,968
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,840		1,840	―
当期純利益							509,934	509,934
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	―	―	―	9,196	△1,840	―	410,609	417,966
2026年８月31日残高	878,750	963,000	963,000	96,887	11,170	5,439,000	2,713,763	8,260,820

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年９月１日残高	△351,086	9,333,518	163,280	163,280	9,496,798
当事業年度中の変動額					
利益準備金の積立		―			―
剰余金の配当		△91,968			△91,968
固定資産圧縮積立金の取崩		―			―
当期純利益		509,934			509,934
自己株式の取得	△107	△107			△107
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)			85,092	85,092	85,092
当事業年度中の変動額合計	△107	417,858	85,092	85,092	502,950
2026年８月31日残高	△351,194	9,751,376	248,372	248,372	9,999,749

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
② 子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

① 製品、原材料および仕掛品	移動平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産	定率法（ただし、1998年９月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物３～38年、構築物３～50年、機械装置２～15年、車両運搬具２～７年、工具器具備品２～20年であります。
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 ソフトウェア（市場販売目的）については、見込販売数量に基づく償却額と３年を限度とする残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 製品補償引当金

今後必要と見込まれる補償費の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算出した金額を計上しております。

4．収益および費用の計上基準

(1) 製品

自動車等の関連部品事業においては、マフラー、電子、ターボチャージャー、サスペンション、冷熱、エンジン部品等の製造および販売を行っております。また、その他の事業においては、主に軽量小型飛行機用エンジン部品の販売を行っております。

これらの製品の販売については、製品を顧客に引き渡すことを履行義務として識別しており、原則として、製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、原則として出荷時に収益を認識しております。

輸出販売については、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

(2) 研究開発受託

自動車等の関連部品事業においては、顧客との契約に基づき、研究開発業務の受託を行っております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5．外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産　　2,680,896千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しておりますが、過去の販売実績、使用実績等により、収益性の低下が認められる棚卸資産および一定期間を超えて滞留する棚卸資産を抽出し、過去の販売実績、受注状況、新商品との取替等を踏まえて将来の販売見込みを評価し、帳簿価額の切り下げを行っております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況の影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1．担保に供している資産

担保に供している資産およびこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

科目	工場財団	その他
建物	434,974千円	1,445千円
構築物	110,052	―
機械装置	2,217	―
工具器具備品	0	―
土地	1,411,546	79,725
合計	1,958,789千円	81,170千円

(2) 上記に対応する債務

科目	金額
1年内返済予定長期借入金	101,226千円
長期借入金	190,007
合計	291,233千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　9,472,531千円

3．関係会社に対する金銭債権および金銭債務(区分掲記したものは除く)

短期金銭債権	665,830千円
短期金銭債務	32,143

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高	593,279千円
仕入高	166,454
その他の営業取引	226,481
営業取引以外の取引高	22,831

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	185,100	47	―	185,147

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12,960千円
貸倒引当金	582
賞与引当金	26,767
退職給付引当金	162,382
役員退職慰労引当金	19,609
棚卸資産	31,387
一括償却資産	5,067
関係会社株式評価損	16,254
投資有価証券評価損	1,850
減損損失	7,230
未払金	2,404
その他	12,882
繰延税金資産小計	299,381
評価性引当額	△48,043
繰延税金資産合計	251,337

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	4,869千円
その他有価証券評価差額金	112,896
繰延税金負債合計	117,766
繰延税金資産純額	133,571

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科　目	期末残高(千円)
子会社	艾驰楷时(上海)汽车科技有限公司	所有 直接100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売およびロイヤリティ収入(注１)	209,522	売　掛　金	357,993
	HKS(THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接100.0%	当社製品の販売 資金の貸付 役員の兼任	製品の販売およびロイヤリティ収入(注１)	45,835	売　掛　金	146,475
				資金の回収(注２)	38,675	関係会社短期貸付金	144,900
				利息の受取り(注３)	9,393	その他(流動資産)	4,595

（注）１．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、協議の上で決定しております。また、ロイヤリティについては、両者が協議して決定した契約上の料率に基づき受け取っております。

２．資金の貸付については、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を掲載しております。

３．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額　7,067円69銭

２．１株当たり当期純利益　360円40銭

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月19日

株式会社エッチ・ケー・エス
取締役会　御中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　潤
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　岳

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エッチ・ケー・エスの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エッチ・ケー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月19日

株式会社エッチ・ケー・エス
取 締 役 会　御 中

芙蓉監査法人
静岡県静岡市
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　　潤
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　　岳

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エッチ・ケー・エスの2025年９月１日から2026年8月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月26日

株式会社エッチ・ケー・エス　監査役会

常勤監査役　植　松　敏　光　㊞

監　査　役　河　野　　誠　㊞

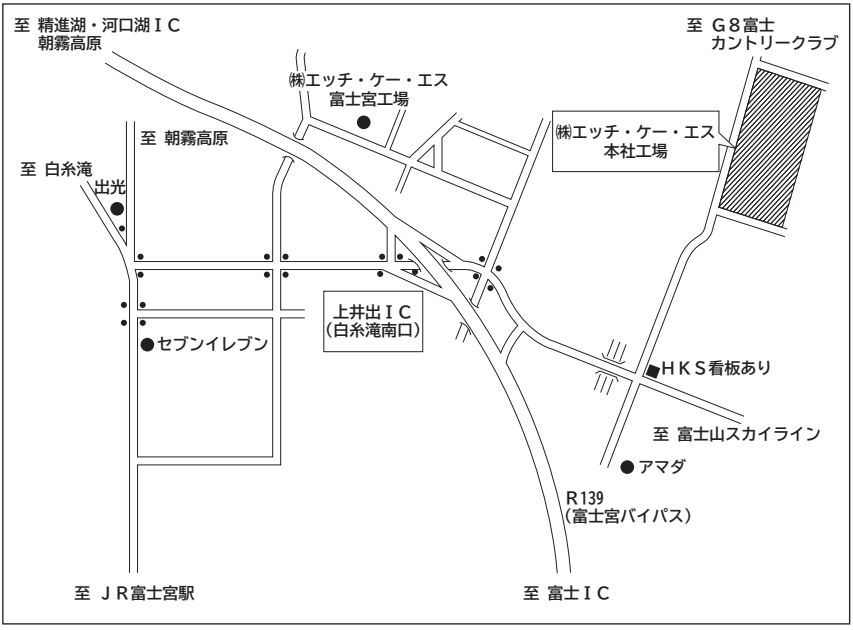
監　査　役　塩　川　修　治　㊞

(注) 監査役 植松敏光、河野誠及び塩川修治は、社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：静岡県富士宮市北山7181番地
株式会社エッチ・ケー・エス　本社工場４号棟３階会議室
TEL 0544－29－1111



・交通
ＪＲ身延線　　富士宮駅下車　タクシーにて約25分
ＪＲ東海道新幹線　新富士駅下車　タクシーにて約45分
東名高速道路　富士ＩＣより
　西富士道路経由～富士宮バイパス上井出ＩＣ下車　約30分
新東名高速道路　新富士ＩＣより
　西富士道路経由～富士宮バイパス上井出ＩＣ下車　約25分